

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社の提供する情報キュレーションアプリ「Gunosy(グノシー)」は、ユーザーからの信頼性と利便性を広く認知してもらうことが事業上の重要な基盤であり、したがいまして、運営母体である当社の信頼性の維持向上は当社の最も重要な経営課題の一つであります。また、当社の属するインターネット業界は、業界の構造変化が著しく、経営の機動性の確保が重要であり、さらに、メディアとしての事業の性質上、経営の透明性や客観性が不可欠であります。したがいまして、コーポレート・ガバナンスの強化を当社の経営の最重要課題の一つとして位置付け、引き続き取り組んでまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木村 新司	6,520,000	29.80
KDDI株式会社	3,550,000	16.22
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	2,130,000	9.73
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合	478,000	2.18
福島 良典	400,000	1.82
吉田 宏司	400,000	1.82
関 喜史	400,000	1.82
B Dash Fund 1号投資事業有限責任組合	400,000	1.82
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	352,738	1.61
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPC JAPAN	285,381	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

---

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	<a href="#">更新</a> 7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
勝木 朋彦	他の会社の出身者							○				
松元 崇	他の会社の出身者											
柳原 克哉	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝木 朋彦		勝木氏は、当社の主要株主であるKDDI株式会社においてパリュ一事業本部金融・コマース推進本部長兼DMP推進部長を兼務しております。	勝木氏は、経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断し社外取締役として選任しております。
松元 崇	○	——	松元氏は、財務省及び内閣府における豊富な実務経験と、経済・財政に関する幅広い見識を有しております。また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として指定しております。
柳原 克哉	○	——	柳原氏は、検事及び弁護士としての専門的な知識及び豊富な実務経験を有しております。また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 <a href="#">更新</a>	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、内部監査担当1名が毎月1回定期的に内部監査を実施しております。内部監査は、内部監査計画に基づき、当社の全部門に対して行われ、業務の効率性や適正性を監査しております。また監査結果については、代表取締役に報告する体制となっております。監査役は、監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会その他の重要な会議への出席を行い、取締役会の業務執行と会社経営の適法性等を監視しております。

さらに、内部監査担当者及び監査役並びに会計監査人との相互連携につきましては、情報を都度共有し、連携体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <a href="#">更新</a>	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a>	4名

### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木 修	他の会社の出身者													
新井 努	公認会計士													
清水 健次	弁護士													
柏木 登	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 修	○	—	青木氏は、東京証券取引所第一部上場企業における取締役を経験するなど、豊富な経営経験と見識を有しております。また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として指定しております。
			新井氏は公認会計士であり、財務・会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております

新井 努	<input type="radio"/>	_____	す。また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として指定しております。
清水 健次	<input type="radio"/>	_____	清水氏は弁護士であり、法律に関する豊富な知識を有し、また同氏は公認会計士でもあることから財務・会計に関する知識も同時に有しております。また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として指定しております。
柏木 登	<input type="radio"/>	_____	柏木氏は、放送メディア業界及び事業会社における豊富な実務経験と経営経験を有しております。また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員として指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

6名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された範囲内において決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局であるコーポレート本部において資料を準備するほか、適時必要なサポートを行っております。また、社外監査役に対しては、内部監査室が資料の準備その他必要なサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

### a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は7名(うち、社外取締役3名)で構成され、取締役会規程に従い、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行とともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には社外監査役が出席し、必要に応じて

意見を述べております。

b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は社外監査役4名(うち、常勤監査役1名)で構成され、監査役会規程に従い、毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。また、取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

c. 内部監査室

当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査担当は、内部監査の状況等について、隨時、監査役及び会計監査人と連携しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に業務を監視する役割として内部監査室を設置し、これらの各期間の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しており、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### **1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況**

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

#### **2. IRに関する活動状況** [更新]

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後に、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、コーポレート本部にて担当しております。	

#### **3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況**

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会決議によって、以下に記載する「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

#### 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、取締役及びその他の使用人の行動基準である「Gunosy way」及びコンプライアンス規程その他の各種規程を整備し、コンプライアンス体制の構築を推進する。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。
- (2)取締役会は法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務の監督を行う。
- (3)監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- (4)当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。
- (5)当社は、コーポレート本部担当取締役をコンプライアンスの責任者(以下「コンプライアンス責任者」という)として任命する。コンプライアンス責任者は、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。
- (6)当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する以下の文書については、文書管理規程に基づきその意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、随時閲覧可能な状態を維持できるように体制を整備する。

- ・株主総会議事録及び関連資料類
- ・取締役会議事録及び関連書類
- ・その他重要な会議の議事録及び関連書類
- ・稟議書

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、当社に直接若しくは間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除または軽減するよう努めるものとする。
- (2)不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止または最小限にとどめるものとする。
- (3)内部監査の実施により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会を定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- (2)業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、組織、職務分掌、職務権限等に関する社内規程を整備し、遵守する。

#### 5. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当する子会社が設立される場合には、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を図り、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図るものとする。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用者を速やかに設置するものとする。

#### 7. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項及びその使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用者は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用者等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用者の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。

#### 8. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。
- (2)前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。
- (3)取締役及び使用者は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。
- (4)当社の取締役及び使用者は、監査役の求めに応じ、速やかにかつ適正に業務執行の状況等を報告する。
- (5)当社は、前2項に従い、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用者に周知徹底する。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役、使用者及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
- (2)監査役がその職務の執行について必要な経費の前払い等の請求をした場合、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社はこれに速やかに応じるものとする。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。

#### 11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1)当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
- (2)コーポレート本部を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対策規程」を定め、組織的に対処できる体制を構築する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりであります。

### 1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

(1)当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。

(2)コーポレート本部を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対策規程」を定め、組織的に対処できる体制を構築する。

(3)反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察や弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

### 2. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

(1)「Gunosy行動規範」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針とする。

(2)「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り込む。

(3)取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

### 買収防衛策の導入の有無

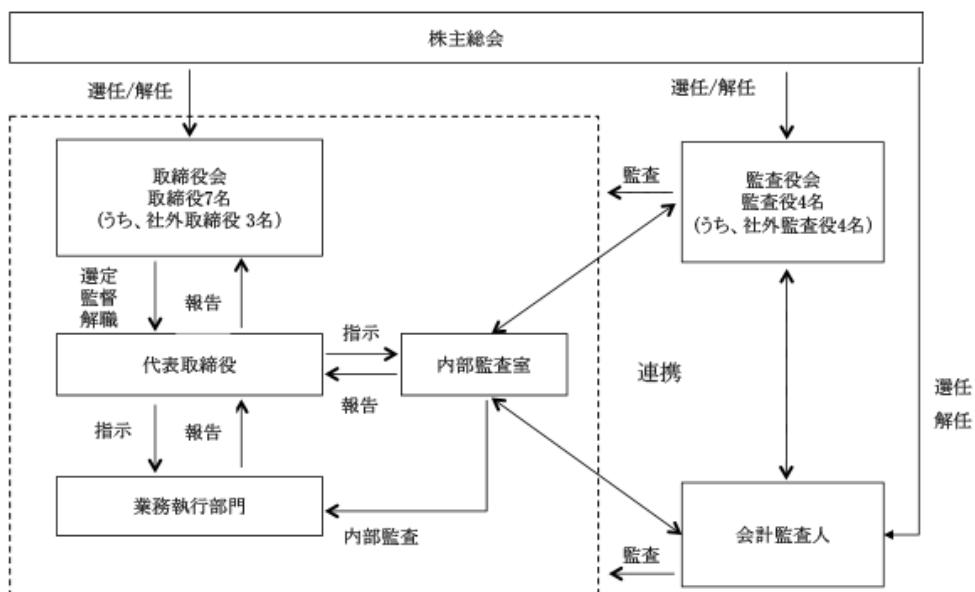
なし

### 該当項目に関する補足説明

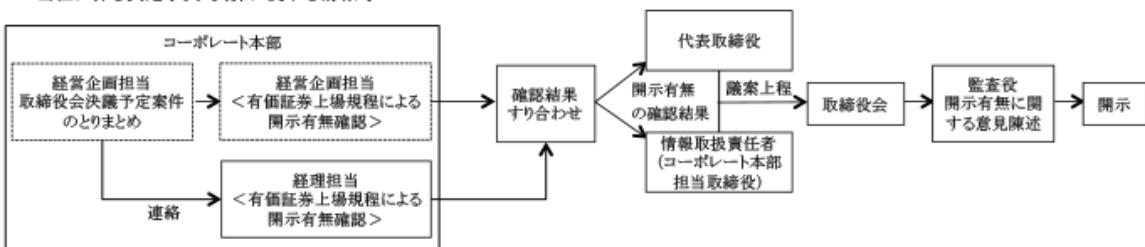
当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 【模式図(参考資料)】



#### 【適時開示体制の概要(模式図)】 ＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社に係る発生事実に関する情報等＞

